

(証券コード 4186)

平成23年6月6日

株主各位

川崎市中原区中丸子150番地

東京応化工業株式会社

取締役社長 中村洋一

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

このたびの東日本大震災により被災された皆様には、心からお見舞い申しあげます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、平成23年6月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいと願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

56頁から57頁までに記載の「インターネット等による議決権の行使についてのご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬具

記

1. 日 時 平成23年6月28日（火曜日）午前10時

2. 場 所 川崎市中原区中丸子150番地 当社本社 5階第一会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第81期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第81期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tok.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、政府による経済対策の効果や新興国向けを中心とした輸出の増加に支えられ回復が見られました。しかしながら、年度後半からの為替相場の変動や依然として厳しい雇用情勢が続き、景気の下振れが懸念され、さらに、本年3月に発生した東日本大震災による国内経済への影響が計り知れず、先行きが見通せない状況となりました。

当社グループ製品の主な需要先でありますエレクトロニクス業界におきましては、スマートフォン（高機能携帯電話）やタブレット端末（多機能携帯端末）の需要増加に加え、液晶テレビ等の出荷も堅調に推移し、半導体市場、液晶ディスプレイ市場とも拡大しました。

このような情勢の下、当社グループは、将来のさらなる飛躍の礎を確立すべく、事業の見極めと経営資源の集中の観点から印刷材料事業を譲渡するなど、継続して事業構造改革を断行し、収益力の強化に取り組んでまいりました。

一方、既存事業領域におきましては、半導体製造分野では、営業部門と開発部門とのさらなる連携強化を図り、ユーザーニーズに応じた製品提供に注力いたしました結果、液浸プロセスに使用されるエキシマレーザー用フォトトレジストや高純度化学薬品の売上増加につながりました。さらに、次世代露光技術に対応したフォトトレジストの開発にも取り組み、相応の成果をあげました。また、液晶ディスプレイ製造分野の材料事業は、アジア地域を重視した販売活動を展開し出荷数量が拡大したほか、環境負荷の低減に向け、フォトトレジストのリサイクルの取組みを推進してまいりました。さらに、同分野での装置事業は、当社独自の技術を搭載した液晶パネル製造装置の検収促進に努めしたことにより、売上につなげることができました。また、新規事業領域におきましては、シリコン貫通電極形成システム「ゼロニュートン®」の積極的かつ広範な販売促進活動を行い、未だ本格的な市場の立ち上がりが見られない中で新たな受注を獲得したほか、次世代太陽電池製造プロセスに対応する製品として、結晶シリコン系太陽電池の製造プロセス簡略化に貢献する材料を提供するとともに、化合物系太陽電池の低コスト化に資する材料および装置の実用化に向けた開発を加速させてまいりました。

この結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は、799億34百万円（前年度比13.3%増）となりました。利益面におきましては、材料事業の売上増加やコスト削減による諸経費の圧縮等が奏功し、営業利益は60億41百万円（同21.6倍）、経常利益は66億41百万円（同7.3倍）、当期純利益は36億49百万円（同14.3倍）となりました。

なお、東日本大震災による当社グループへの影響につきましては、人的被害ならびに生産活動への大きな被害等は免れたものの、当社の郡山工場（福島県）、宇都宮工場（栃木県）等における一部被災設備の復旧対応および当社の相模事業所（神奈川県）等における計画停電対策に係る臨時の費用が発生いたしましたため、災害による損失として4億9百万円を特別損失に計上いたしました。

事業別売上の概況は、次のとおりであります。

【材料事業】

〔エレクトロニクス機能材料部門〕

半導体用フォトレジストにつきましては、スマートフォン（高機能携帯電話）やタブレット端末（多機能携帯端末）の需要拡大を背景にアジア地域を中心にエキシマレーザー用フォトレジストの売上を増加させることができました。また、液晶ディスプレイ用フォトレジストにつきましても、液晶テレビ等の需要拡大により、売上は前年度を上回りました。

この結果、当部門の売上高は、425億73百万円（前年度比6.3%増）となりました。

〔高純度化学薬品部門〕

半導体用フォトレジスト付属薬品は、積極的な販売努力により北米地域を中心で売上が大きく増加いたしました。また、液晶ディスプレイ用フォトレジスト付属薬品につきましては、出荷数量は増加いたしましたが、製品価格の下落により売上は微増にとどまりました。

この結果、当部門の売上高は、251億24百万円（同15.9%増）となりました。

〔印刷材料部門〕

当部門は、印刷用感光性樹脂版が製品構成の大部分を占めておりましたが、事業ポートフォリオの見直しを進める中で、同製品の当社グループにおける将来性等を慎重に検討いたしました結果、イーストマン・コダック・カンパニー（米国）に対し、平成23年3月1日付をもって当社グループの印刷材料事業を譲渡いたしました。譲渡日までの印刷用感光性樹脂版につきましては、フレキソ印刷、一般印刷向けてともに北米地域での伸びが寄与し、売上は前年度を上回りました。

この結果、当部門の売上高は、36億93百万円（同13.2%増）となりました。

以上の結果、材料事業の内部取引を除いた売上高は、714億3百万円（同9.8%増）となりました。

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
材料事業 売上高	65,016百万円	71,403百万円	6,387百万円増	9.8%増

【装置事業】

〔プロセス機器部門〕

液晶パネル製造装置は、液晶パネルメーカーの設備投資の抑制により受注は前年度を下回りましたが、大型ガラス基板対応装置を中心に検収促進に努めしたことにより、売上は前年度を上回りました。

この結果、装置事業の内部取引を除いた売上高は、85億30百万円（前年度比53.9%増）となりました。

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
装置事業 売上高	5,543百万円	8,530百万円	2,986百万円増	53.9%増

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、当社グループを取り巻く事業環境を考慮し、16億99百万円と引き続き低い水準に抑制いたしました。事業別の設備投資等につきましては、次のとおりであります。

① 材料事業

当社相模事業所における研究開発投資を中心に13億89百万円の設備投資を実施いたしました。

また、平成23年3月1日付のイーストマン・コダック・カンパニー（米国）に対する印刷材料事業の譲渡に伴い、当社山梨工場の実質的に全ての固定資産を譲渡いたしました。

② 装置事業

当社湘南事業所における研究開発投資を中心に94百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 全社（共通）

情報システム関連機器等を中心に2億15百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中には特記すべき資金調達はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、平成23年3月1日付をもって印刷材料事業をイーストマン・コダック・カンパニー（米国）に譲渡いたしました。

当該譲渡を円滑に行うため、当社および当社子会社である山梨応化株式会社は、同日付をもって、印刷材料事業の実質的に全ての資産を当社が設立したRPBマーケティング株式会社および山梨RPBサプライ株式会社に吸収分割の方法により承継させました。なお、同日付をもって、当社および山梨応化株式会社は、RPBマーケティング株式会社および山梨RPBサプライ株式会社の全ての株式をイーストマン・コダック・カンパニー（米国）の日本法人であるコダック株式会社に譲渡いたしました。

(5) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、東日本大震災による影響が多くの企業の事業活動や安定的な電力供給の問題等にも波及している状況から、先行きの景気が悪化することが予想されます。

このような情勢の下、当社グループは、技術革新や生産効率化を続ける市場からの要求に対応できる強固な経営基盤を確立し、グローバルな視点から多方面な諸施策を講じていく必要があると捉えております。

まず、既存事業領域で成長性のある材料事業の取組みとして、営業部門と開発部門との連携をより緊密に行い、ユーザーニーズに応えた新技術・新製品の迅速な開発に注力し、高付加価値製品でのシェア拡大を図り、併せて継続的なコストダウンを推進し、収益性の改善に努めてまいります。一方、装置事業におきましては、現状の厳しい収益体質からの脱却を目指した全面的なコスト構造の見直しを引き続き進めるとともに、採算性をより強く意識した拡販と検収の早期化を図ってまいります。

次に、新規事業領域では、これまで営業部門と開発部門がそれぞれ培ってきた新規事業開拓のノウハウを有機的に結合し、より一層の成果をあげるため、両部門の新規事業に係る機能を統合した新たな専門組織を立ち上げ、当社が保有する技術力を多方面の分野で発揮し早期事業化を図るほか、さらなる事業領域の拡大を指向し、将来にわたる成長を確保できる製品の創出に努めてまいります。また、装置事業では、当社グループの強みを発揮することができるシリコン貫通電極形成システム「ゼロニュートン®」ならびに次世代太陽電池製造プロセス向け装置の開発の比重を高めていくなど、新たな収益構造の確立を目指してまいります。

加えて、企業価値の向上に向けては、企業の社会的責任（CSR）に立脚したコーポレート・ガバナンスの定着が不可欠であるとの認識の下、引き続きコンプライ

アンスを重視した透明性と健全性の高い経営を遂行するほか、企業経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに的確に対処できる危機管理体制を強化するなど、多くのステークホルダーから信頼を寄せられる企業グループであり続けるよう取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご指導とご支援を賜りますようよろしくお願ひ申しあげます。

(6) 財産および損益の状況の推移

区分	第78期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第79期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第80期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第81期 (当連結会計年度) 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高(百万円)	102,300	83,702	70,560	79,934
営業利益(百万円)	8,266	△1,515	279	6,041
経常利益(百万円)	7,674	△1,534	913	6,641
当期純利益(百万円)	4,259	△4,656	254	3,649
1株当たり当期純利益	91円50銭	△102円00銭	5円66銭	81円08銭
純資産(百万円)	129,834	118,377	117,658	118,567
総資産(百万円)	159,633	139,338	138,122	147,085

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 第79期の売上高が第78期に比べ大きく減少したのは、米国での金融機関の破綻をきっかけとした世界的な経済の落込みの影響によるものであります。また、第79期の営業利益、経常利益および当期純利益が第78期に比べ大きく減少したのは、緊急収益対策としての諸費用の抑制や生産ラインの統廃合等の施策を講じたものの、売上高の減少に加え、為替相場の変動や原材料仕入れ値の高騰等の影響を受けたためであります。さらに、第79期の当期純利益につきましては、減損損失等を計上した結果、第78期に比べ大きく減少いたしました。
3. 第80期につきましては、半導体市場、液晶ディスプレイ市場とともに回復感が見られたものの、需要が前年度の水準に至らなかつたため、第79期に比べ、売上高は大幅に減少いたしましたが、緊急収益対策として諸費用の削減等を行つたほか、生産拠点の統廃合、不採算事業からの撤退を実行するなど、収益基盤の強化に向けた大規模な事業構造改革を断行したことにより、営業利益、経常利益および当期純利益は増加いたしました。

(7) 重要な親会社および子会社の状況（平成23年3月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
トウキョウ・オーカ・コウギョウ・アメリカ・インコーポーレーテッド	2,000万米ドル	100%	フォトレジスト・フォトレジスト付属薬品等の製造および販売
台湾東應化股份有限公司	7,050万台湾ドル	70%	フォトレジスト付属薬品の製造および販売ならびにフォトレジストの販売
トウキョウ・オーカ・コウギョウ・ヨーロッパ・ビーブレイ	80万ユーロ	100%	フォトレジスト・フォトレジスト付属薬品等の販売

(注) 平成23年3月1日付のイーストマン・コダック・カンパニー（米国）に対する印刷材料事業の譲渡に伴い、トウキョウ・オーカ・コウギョウ・ヨーロッパ・ビーブレイにおいて、同事業は主要な事業ではなくなりました。

(8) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

当社グループが製造・販売する主要製品は、次のとおりであります。

① 材料事業

部 門	主 要 製 品	主 な 用 途
エレクトロニクス機能材料	フオトレジスト液 被膜形成用塗布液	半導体・液晶ディスプレイ・電子部品 製造用
高純度化学薬品	フォトレジスト付属薬品 無機化学生品	半導体・液晶ディスプレイ・電子部品・ 化粧品・電池製造用および化学品

(注) 平成23年3月1日付のイーストマン・コダック・カンパニー（米国）に対する印刷材料事業の譲渡に伴い、印刷材料部門を廃止いたしました。

② 装置事業

部 門	主 要 製 品	主 な 用 途
プロセス機器	塗液・現像装置 自動供給装置	液晶ディスプレイ・半導体製造用

(9) 主要な営業所および工場（平成23年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	神奈川県川崎市	宇都宮工場	栃木県宇都宮市
大阪 営 業 所	大阪府吹田市	熊 谷 工 場	埼玉県熊谷市
九 州 営 業 所	熊本県熊本市	御 殿 場 工 場	静岡県御殿場市
相 模 事 業 所	神奈川県高座郡	阿 蘇 工 場	熊本県阿蘇市
湘 南 事 業 所	神奈川県高座郡	流 通 セン ター	神奈川県海老名市
郡 山 工 場	福島県郡山市		

(注) 平成23年3月1日付のイーストマン・コダック・カンパニー（米国）に対する印刷材料事業の譲渡に伴い、山梨工場を廃止いたしました。

② 子会社

(イ) 国 内

名 称	所 在 地
熊 谷 応 化 株 式 会 社	埼玉県熊谷市
ティーオーケーエンジニアリング株式会社	神奈川県川崎市
ティーオーケーテクノサービス株式会社	神奈川県高座郡
オ 一 力 サ 一 ビ ス 株 式 会 社	神奈川県川崎市

(注) 平成23年3月1日付のイーストマン・コダック・カンパニー（米国）に対する印刷材料事業の譲渡に伴い、山梨応化株式会社は、同事業を廃止いたしましたので、上記から除いております。

(ロ) 海 外

名 称	所 在 地
トウキョウ・オーカ・コウギョウ・アメリカ・インコーポレーテッド	米 国
台 湾 東 應 化 股 份 有 限 公 司	台 湾
ティーオーケー・コリア・カンパニー・リミテッド	韓 国
長 春 應 化 （ 常 熟 ） 有 限 公 司	中 国
トウキョウ・オーカ・コウギョウ・ヨーロッパ・ビーブイ	オ ラ ン ダ

(10) 使用人の状況（平成23年3月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
材料事業	1,216名	128名減
装置事業	127	3名減
全社（共通）	100	5名減
合計	1,443	136名減

- (注) 1. 使用人数には、当社グループから当社グループ外への出向者（7名）および嘱託者（90名）を含めておりません。
2. 使用人数が136名減少しておりますが、主な理由は、平成22年3月31日付の当社生野工場の閉鎖および平成23年3月1日付のイーストマン・コダック・カンパニー（米国）に対する印刷材料事業の譲渡によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,222名	52名減	38.5歳	16.5年

- (注) 1. 使用人数には、当社から当社外への出向者（63名）および嘱託者（88名）を含めず、当社外から当社への出向者（2名）を含めております。
2. 使用人数が52名減少しておりますが、主な理由は、平成22年3月31日付の生野工場の閉鎖および平成23年3月1日付のイーストマン・コダック・カンパニー（米国）に対する印刷材料事業の譲渡によるものであります。

2. 会社の株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 197,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 46,600,000株（自己株式1,595,228株を含む）
 (3) 株主数 9,897名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラストディイ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	3,009 千株	6.69 %
日本マスター・トラスト 信託銀行株式会社（信託口）	2,410	5.36
明治安田生命保険相互会社	1,826	4.06
エムエルピー・エフエン カストディー アカウント	1,495	3.32
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,207	2.68
株式会社横浜銀行	1,026	2.28
財団法人東京応化科学技術振興財団	984	2.19
三菱UFJ信託銀行株式会社	953	2.12
三菱UFJキャピタル株式会社	859	1.91
東京海上日動火災保険株式会社	858	1.91

（注）1. 当社は、自己株式を1,595千株保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた株式数（45,004,772株）を基準に算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (平成23年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	中 村 洋一	執行役員社長	
代表取締役	開 発 宏一	執行役員副社長 管 理 本 部 長	
取 締 役	岩 崎 光 文	常務執行役員 營 業 本 部 長	ティーオーケーエンジニアリング株式会社 代表取締役取締役社長 トウキョウ・オーカ・コウギョウ・アメリカ・ インコーポレーテッド 取締役 ティーオーケー・コリア・カンパニー・リミテッド 代表理事 トウキョウ・オーカ・コウギョウ・ヨーロッパ・ ビーブイ 取締役
取 締 役	阿久津郁夫	常務執行役員 經 營 企 画 室 長	
取 締 役	小原秀克	執 行 役 員 開 発 本 部 長	
取 締 役	浅 羽 洋	執 行 役 員 材料事業本部長	熊谷応化株式会社 取締役 台湾東應化股份有限公司 董事 長春應化（常熟）有限公司 董事長
取 締 役	牧 野 二 郎		株式会社牧野フライス製作所 代表取締役取締役 社長 社団法人日本工作機械工業会 副会長
常勤監査役	大多和 茂		
監 査 役	檜垣不二夫		
監 査 役	行 田 治 彦		

(注) 1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動

- (1) 平成22年6月25日開催の第80回定時株主総会において、阿久津郁夫および浅羽 洋の両氏は、新たに取締役に選任され就任いたしました。
- (2) 平成22年6月25日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって、代表取締役小峰孝および取締役大田勝行の両氏は、任期満了により退任いたしました。

(3) 当事業年度中の取締役および監査役の地位、担当および重要な兼職の状況の変更は、次のとおりであります。

氏名	変更前	変更後	変更年月日
開発宏一	代表取締役 (ティーオーケーエンジニアリング株式会社 代表取締役取締役副社長)	代表取締役 (一)	平成22年6月11日
開発宏一	代表取締役 (専務執行役員 管 理 本 部 長)	代表取締役 (執行役員副社長 管 理 本 部 長)	平成22年6月25日
岩崎光文	取締役 (執行役員 常 務 本 部 長)	取締役 (常 務 本 部 長)	平成22年6月25日
檜垣不二夫	監査役 (菱進ホールディングス株式会社 代表取締役取締役社長)	監査役 (一)	平成22年8月27日

2. 取締役牧野二郎氏は、社外取締役であります。
3. 監査役檜垣不二夫および監査役行田治彦の両氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役牧野二郎、監査役檜垣不二夫および監査役行田治彦の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(ご参考)

当事業年度末現在の取締役を兼務していない執行役員は、次のとおりであります。

常務執行役員	(特命担当)	大田勝行
執行役員	(プロセス機器事業本部長)	田澤賢二
執行役員	(トウキョウ・オーカ・コウギョウ・アメリカ・) (インコーポレーテッド取締役社長)	駒野博司
執行役員	(材料事業本部副本部長兼相模事業所長)	岩佐純
執行役員	(営業本部副本部長)	柴垣篤郎
執行役員	(台湾東應化股份有限公司董事長兼總經理)	藤下一
執行役員	(管理本部副本部長兼総務部長)	水木國雄
執行役員	(開発本部副本部長兼先端材料開発三部長)	佐藤晴俊
執行役員	(管理本部副本部長兼財務部長)	柴村洋一

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	9名	235 百万円
監査役	3	33
合計	12	269

- (注) 1. 上記には、第80回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含めております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与および賞与を含めております。
3. 取締役の支給額には、取締役7名（うち、社外取締役1名）に対する当事業年度の役員賞与引当金線入額17百万円を含めております。
4. 上記の支給額のうち、社外取締役1名および社外監査役2名の報酬等の総額は22百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	重要な兼職先と当社との関係
取締役	牧野二郎	株式会社牧野フライス製作所 代表取締役社長 社団法人日本工作機械工業会 副会長	特別の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	牧野二郎	当事業年度開催の取締役会15回の全て（出席率100%）に出席し、主に上場企業の代表取締役としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、適宜議案の審議に必要な発言を行いました。
監査役	檜垣不二夫	当事業年度開催の取締役会15回の全て（出席率100%）に、また、監査役会14回の全て（出席率100%）にそれぞれ出席し、主に金融機関等における豊富な経験と経営者としての幅広い見識をもとに、適宜意見の表明および質問を行いました。
監査役	行田治彦	当事業年度開催の取締役会15回の全て（出席率100%）に、また、監査役会14回の全て（出席率100%）にそれぞれ出席し、主に金融機関等における豊富な経験と経営者としての幅広い見識をもとに、適宜意見の表明および質問を行いました。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役牧野二郎、監査役檜垣不二夫および監査役行田治彦の各氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	52 百万円
② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 当社の重要な子会社は、当社会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である国際財務報告基準（IFRS）に係る助言・指導業務等について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の会計監査人の解任または不再任の決定の方針は、次のとおりであります。

当社は、会計監査人が業務停止処分を受けるなど、その職務の執行に支障を来す場合、会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められ、かつ改善が見込まれない場合、またはその他当社都合による場合において、取締役会または監査役会が当該事実に基づき検討を行った結果、解任または不再任が妥当と判断したときは、次のいずれかの方法により当該会計監査人を解任または不再任とすることを決定する。

- ① 取締役会が、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づき、株主総会において当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を付議する。
- ② 監査役会が、監査役全員の同意に基づき、当該会計監査人を解任する。ただし、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当する場合に限る。なお、この場合、監査役会が選定した監査役は、当該会計監査人の解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨およびその理由を報告する。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制につきまして、取締役会において次のとおり決議しております。

【取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制】

- ① 「コンプライアンス行動基準」を制定し、役職員が法令、定款、社内規程等を遵守する体制を構築する。
- ② 取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、法令・行動基準違反等への対応を図る。
- ③ 法令・行動基準違反等の事実の早期発見・解決を図るため、監査役ルートおよび社外ルートを含めた内部通報制度を設けるとともに、当該通報制度利用者が不利益な扱いを受けることのない体制を構築する。
- ④ 取締役の職務執行の適法性を確保するため、当社と利害関係のない社外取締役を置く。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制の整備・充実を図る。

【取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制】

- ① 「文書整理保存規程」を制定し、取締役会議事録、稟議書等重要な意思決定に係る情報を適切に保存し、管理する。
- ② 取締役および監査役はこれらの書類を常時閲覧できるものとする。

【損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

「危機管理マニュアル」を制定し、管理本部長を委員長とする危機管理委員会を設置するとともに、その下に危機管理事務局を設置し、平時における危機（リスク）の事前予知、予防措置・未然防止策の確立および社内への徹底ならびに緊急事態発生時の迅速・的確な対応を図る。

【取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

- ① 中期計画を策定し、会社として達成すべき目標を明確化する。
- ② 執行役員制度を導入し、経営意思決定・経営監督および業務執行の各機能の強化と責任の明確化を図る。

- ③ 「取締役会規程」等を制定し、取締役の職務執行ルールを明示するとともに、「執行役員会規程」、「職務権限規程」等の厳正な運用に努め、取締役会における意思決定の効率的な執行を担保する。
- ④ 取締役の任期を1年とし、経営責任を明確化する。

【当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制】

子会社を管理するため次の措置をとる。

- (イ) 「子会社管理規程」を制定し、子会社を適正に管理する。
- (ロ) 子会社担当役員を置くとともに、子会社管理の担当部署を設置する。
- (ハ) 子会社においても「コンプライアンス行動基準」を適用し、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。

【監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項】

監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、これに応じて適切な人員を配置する。

【監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項】

監査役の職務を補助すべき使用人を配置した場合は、その使用人の人事異動および人事評価について、事前に監査役会の同意を得る。

【取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制】

監査役は執行役員会その他重要な会議に出席できるものとし、また、取締役、執行役員および使用人は次の事項を監査役に報告または提供する。

- (イ) 会社に著しい損害を与える事項が発生しましたは発生するおそれがあるとき
- (ロ) 法令・定款等に違反するまたは不正な行為を発見したとき
- (ハ) 重要な意思決定に係る書類
- (ニ) 監査室が実施した内部監査の結果

【その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制】

- ① 代表取締役との定期的な意見交換会を開催する。
- ② 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社の企業価値の源泉であるステークホルダーとの関係や事業特性を十分に理解することなく、当社株式等の大規模な買付行為を行った後の当社の経営方針の安易な変更やいわゆる焦土化経営等により、ステークホルダーとの良好な関係が破壊され、技術資源や新技術が流出することは、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することとなりますため、これにつながる当該買付行為を行い、または行おうとする者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

当社取締役会は、当該買付行為に際し、当社株式等を売却するか否かは、最終的には、当社株式等を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えておりますが、当社の事業特性を十分に理解することなく当社の企業価値を向上させることは困難でありますので、株主の皆様が当該買付行為を評価する際、当該買付行為を行い、または行おうとする者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の当該買付行為に対する評価・意見等も含めた十分な情報が適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。

こうした考えの下、当社取締役会は、当該買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために、当該買付行為を行い、または行おうとする者と交渉を行うことなどを可能とする仕組みを設け、当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく損なうと判断される場合等には、法令および当社定款の許容する限度において相当と判断した対抗措置をとることが、株主の皆様から負託された当社取締役会としての責務であると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(イ) 企業価値向上への取組み

当社は、当社株主共同の利益および当社企業価値の持続的な確保・向上を図るため、当社のコアコンピタンス（競合他社が真似できない核となる競争能力）を活用した既存事業の拡大を行うとともに、新規事業をこれまで以上に強力に創出することに努めております。この実現に向けて、他企業との事業提携等を積極的に検討・推進し、既存事業においては収益向上と競争力強化を図り、将来を担う新規事業においては経営資源を積極的に投下し、早期の新規事業創出と育成に努めております。

(ロ) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、「技術のたゆまざる研鑽」、「製品の高度化」、「社会への貢献」、「自由闊達」の4つの経営理念の下、「当社のコアコンピタンスを強化し既存事業の拡大を行うとともに、新規事業を創出することにより、ステークホルダーから高い信頼を寄せられる企業を目指す」という経営ビジョンを掲げ、株主の皆様をはじめ、多くのステークホルダーに共通する利益の実現ならびに企業価値の向上につなげるべく、この経営ビジョンの実現に向けて、経営の透明性、健全性ならびに意思決定の迅速化等による効率性の確保を目的としたコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つと位置づけております。

こうした考え方の下、当社は、経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮する一方、独立性を有する社外取締役の選任や執行役員制度の導入により経営監督機能の強化や意思決定の迅速化を図るなど、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

基本方針に照らして不適切な者により当社の財務および事業の方針が決定されることや、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することにつながる当社株式等の大規模な買付行為を防止し、当該買付行為が行われる際に、株主の皆様が応じるか否かについて適切に判断できるようにするため、「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「買収防衛策」といいます。）を導入しております。

買収防衛策におきましては、当該買付行為を行い、または行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が当該買付行為に先立ち、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該買付行為について検討・評価を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に当該買付行為が開始されるという大規模買付ルールを定めております。

当社取締役会は、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付ルールに則り必要かつ十分な情報を受領した場合には、その内容を吟味し、当社取締役会としての見解を適時・適切に開示し、買付提案の受け入れまたは代替案の提示等、その見解に基づく対応をとることいたします。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく損なうと判断される場合には、一定の対抗措置をとることができます。その発動にあたりましては、当社取締役会から独立した組織である特別委員会の勧告を最大限尊重するなど、判断の公平さを担保するための手続きを経る仕組みを設けております。

④ 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

(イ) 上記②の取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記②の取組みにつきましては、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させるために実施しているものでありますので、基本方針に沿うものであり、かつ、当社株主共同の利益を損なうものではないと考えております。また、コーポレート・ガバナンスの強化により取締役の経営責任の明確化等を図っていることから、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(ロ) 上記③の取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記③の取組みにつきましては、以下の理由により、基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

● 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

買収防衛策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえています。

● 当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の目的をもって継続されたものであること

買収防衛策は、当社株式等の大規模な買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社株主共同の利益および当社企業価値を確保・向上させるという目的をもって継続されたものであります。なお、買収防衛策の継続につきましては、平成21年6月25日開催の第79回定時株主総会においてご承認いただいております。

● 株主意思を重視するものであること

買収防衛策は、第79回定時株主総会においてご承認いただいたうえで継続されたものであります。また、その後の当社株主総会において変更または廃止の決議がなされた場合には、買収防衛策は当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、買収防衛策の継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

● 独立性の高い社外者の判断を重視し、その判断の概要について情報開示を行うこと

当社は、買収防衛策の導入にあたり、当社株式等の大規模な買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない社外者の中から選任された委員で構成され、当社取締役会は、その判断に際して特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に適時・適切に情報開示を行うこととし、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上に資するよう買収防衛策の透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

● 合理的かつ客観的な発動要件を設定していること

買収防衛策は、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

● デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと

買収防衛策は、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、買収防衛策は、デッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の任期を1年としており、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、買収防衛策の継続、買収防衛策に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の皆様の意思が反映できることとしているため、買収防衛策は、スローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間要する買収防衛策）でもありません。

(ご参考)

当社の買収防衛策の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.tok.co.jp/news/2009/pdf/090512_3.pdf) をご覧ください。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示桁単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成23年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流 動 資 産		I 流 動 負 債	
1 現 金 及 び 預 金	48,024	1 支 払 手 形 及 び 買 挂 金	8,415
2 受 取 手 形 及 び 売 挂 金	21,309	2 未 払 金	2,311
3 商 品 及 び 製 品	13,760	3 未 払 法 人 税 等	442
4 仕 掛 品	3,191	4 繰 延 税 金 負 債	139
5 原 材 料 及 び 貯 藏 品	3,305	5 前 受 金	11,177
6 繰 延 税 金 資 産	2,564	6 賞 与 引 当 金	1,504
7 そ の 他	1,741	7 役 員 賞 与 引 当 金	17
貸 倒 引 当 金	△97	8 製 品 保 証 引 当 金	58
流 動 資 産 合 計	93,799	9 災 害 損 失 引 当 金	386
II 固 定 資 産		10 そ の 他	1,958
1 有 形 固 定 資 産		流 動 負 債 合 計	26,412
(1) 建 物 及 び 構 築 物	53,110	I 固 定 負 債	
減 価 債 却 累 計 額	37,476	1 繰 延 税 金 負 債	675
(2) 機 械 装 置 及 び 運 搬 具	42,104	2 退 職 給 付 引 当 金	1,211
減 価 債 却 累 計 額	37,654	3 役 員 退 職 慰 労 引 当 金	117
(3) 工 具、器 具 及 び 備 品	15,775	4 資 產 除 去 債 務	86
減 価 債 却 累 計 額	14,260	5 そ の 他	14
(4) 土 地		固 定 負 債 合 計	2,105
(5) リ 一 ス 資 産	27	負 債 合 計	28,517
減 価 債 却 累 計 額	11	(純 資 産 の 部)	
(6) 建 設 仮 勘 定		I 株 主 資 本	
有 形 固 定 資 産 合 計		1 資 本 金	14,640
2 無 形 固 定 資 産		2 資 本 剰 余 金	15,207
3 投 資 そ の 他 の 資 産		3 利 益 剰 余 金	91,933
(1) 投 資 有 価 証 券		4 自 己 株 式	△2,929
(2) 長 期 貸 付 金		株 主 資 本 合 計	118,852
(3) 繰 延 税 金 資 産		II そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
(4) 長 期 預 金		1 そ の 他 有 価 証 券 評 價 差 額 金	953
(5) そ の 他		2 為 替 換 算 調 整 勘 定	△2,896
貸 倒 引 当 金		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△1,942
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		III 少 数 株 主 持 分	1,657
固 定 資 産 合 計		純 資 産 合 計	118,567
資 産 合 計	147,085	負 債 純 資 産 合 計	147,085

連 結 損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から)
(平成23年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
I 売 上 高	79,934
II 売 上 原 価	55,587
売 上 総 利 益	24,347
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	18,305
營 業 利 益	6,041
IV 営 業 外 収 益	
1 受 取 利 息	116
2 受 取 配 当 金	122
3 受 取 技 術 料	81
4 受 取 保 険 金 及 び 配 当 金	74
5 持 分 法 に よ る 投 資 利 益	111
6 助 成 金 収 入	130
7 そ の 他	194
V 営 業 外 費 用	832
1 為 替 差 損	55
2 支 払 補 償 費	39
3 租 稅 公 課	101
4 そ の 他	35
経 常 利 益	232
VI 特 別 利 益	6,641
1 貸 倒 引 当 金 戻 入 額	384
2 固 定 資 産 売 却 益	21
3 保 険 差 益	253
4 そ の 他	28
VI 特 別 損 失	687
1 固 定 資 産 除 却 損	199
2 投 資 有 価 証 券 評 価 損	142
3 災 害 に よ る 損 失	409
4 そ の 他	151
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	902
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,427
過 年 度 法 人 税 等	1,027
法 人 税 等 調 整 額	△131
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	1,673
少 数 株 主 利 益	2,569
当 期 純 利 益	3,857
	208
	3,649

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から)
(平成23年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成22年3月31日 残高	14,640	15,207	89,634	△2,927	116,555
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当			△1,350		△1,350
当 期 純 利 益			3,649		3,649
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
自 己 株 式 の 处 分			△0	0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,299	△2	2,296
平成23年3月31日 残高	14,640	15,207	91,933	△2,929	118,852

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 讀
	その他の有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
平成22年3月31日 残高	1,477	△1,993	△516	1,618	117,658
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当					△1,350
当 期 純 利 益					3,649
自 己 株 式 の 取 得					△2
自 己 株 式 の 处 分					0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△524	△902	△1,426	38	△1,387
連結会計年度中の変動額合計	△524	△902	△1,426	38	909
平成23年3月31日 残高	953	△2,896	△1,942	1,657	118,567

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 … 9 社

連結子会社の名称 …

山梨応化株式会社、熊谷応化株式会社、ティーオーケーエンジニアリング株式会社、
ティーオーケーテクノサービス株式会社、トウキョウ・オーカ・コウギョウ・アメリカ
・インコーポレーテッド、台湾東應化股份有限公司、ティーオーケー・コリア・カ
ンパニー・リミテッド、長春應化（常熟）有限公司、トウキョウ・オーカ・コウギョ
ウ・ヨーロッパ・ビーブイ

(2) 非連結子会社の名称 … オーカサービス株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持
分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の会社等の名称

関連会社 コテム・カンパニー・リミテッド

(2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の会社等の名称

非連結子会社 オーカサービス株式会社

関連会社 九州溶剂株式会社

(持分法を適用しない理由)

非連結子会社および関連会社については、それぞれ連結純損益および利益剰余金等に及
ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。これらの会社に
対する投資については、持分法を適用せず原価法により評価しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

決算日が異なる持分法適用会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用
しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうちトウキョウ・オーカ・コウギョウ・アメリカ・インコーポレーテッド、
台湾東應化股份有限公司、ティーオーケー・コリア・カンパニー・リミテッド、長春應化（常
熟）有限公司およびトウキョウ・オーカ・コウギョウ・ヨーロッパ・ビーブイの決算日は12
月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を採用し、連結
決算日との間に生じた重要な取引については、連結に必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

(ア) 満期保有目的の債券

償却原価法によっております。

(イ) その他有価証券

・ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

(1) 製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

ただし、一部（プロセス機器）の製品については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 商品、原材料、仕掛品および貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

ただし、一部（プロセス機器）の原材料および仕掛品については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した当社の建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

また、在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が10年から50年、機械装置及び運搬具ならびに工具、器具及び備品が3年から8年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ④ 製品保証引当金
販売済みプロセス機器製品の無償修理に対する費用支出に備えるため、過去の実績に基づく無償修理費見込額を計上しております。
- ⑤ 災害損失引当金
東日本大震災に伴う原状回復費用等の支出に備えるため、当連結会計年度末における見積り額を計上しております。
- ⑥ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生した連結会計年度から費用処理しております。
また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
執行役員の退職給付に備えるため、「執行役員報酬に関する内規」に基づく期末要支給額を計上しております。
なお、執行役員退職金制度は平成20年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止し、同日までの在任期間に応する退職金相当額を退任の時に支給することとしているため、その要支給額を計上しております。
- ⑦ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支出に備えるため、「役員退職金の取扱いに関する規程（内規）」に基づく期末要支給額を計上しております。
なお、役員退職慰労金制度は平成20年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止し、同制度廃止に伴う打切り支給対象者であります取締役および監査役に対して同総会終結の時までの在任期間に応する退職慰労金相当額を退任の時に支給することとしているため、その要支給額を計上しております。
- (4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債は決算日の直物為替相場により、収益および費用は期中平均為替相場により、円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」および「少数株主持分」に含めております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 … 為替予約取引等
ヘッジ対象 … 外貨建売上債権等
- ③ ヘッジ方針
為替変動によるリスクをヘッジしており、投機目的の取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
為替予約取引等については、実需の範囲内で実施しており、振当処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

5. 会計方針の変更

(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益はそれぞれ4百万円減少し、税金等調整前当期純利益は79百万円減少しております。

(2) 企業結合に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

（連結損益計算書に関する注記）

1. 災害による損失

災害による損失は、東日本大震災に伴う工場設備の原状回復等に要する費用を計上しており、内訳は次のとおりであります。

原状回復費用	299百万円
たなび資産廃棄損	13百万円
その他	96百万円
合計	<u>409百万円</u>

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式 46,600,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日定時株主総会	普通株式	675	15	平成22年3月31日	平成22年6月28日
平成22年11月4日取締役会	普通株式	675	15	平成22年9月30日	平成22年11月29日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成23年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

① 配当金の総額 810,085,896円

② 1株当たり配当額 18円

③ 基準日 平成23年3月31日

④ 効力発生日 平成23年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、運転資金については自己資金で賄うことを原則としております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「取引先管理規程」に従い、債権管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握やリスクの軽減を図っております。

投資有価証券は主に取引先企業との業務等に関連する株式および満期保有目的の債券等であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引は実需の範囲内で行うこととし、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における主な金融商品の連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2.をご参照ください。）。

（単位 百万円）

	連結貸借対照表計上額 （＊）	時 価 （＊）	差 額
(1) 現金及び預金	48,024	48,024	—
(2) 受取手形及び売掛金	21,309	21,309	—
(3) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	170	177	7
② その他有価証券	4,421	4,421	—
(4) 長期預金	14,000	13,970	△29
(5) 支払手形及び買掛金	(8,415)	(8,415)	—
(6) デリバティブ取引	—	—	—

（＊）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

① 満期保有目的の債券の連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位 百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの 社債	170	177	7

② 有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は次のとおりであります。

(単位 百万円)

区分	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	1,246	3,151	1,904
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 株式	1,542	1,270	△272
合計	2,789	4,421	1,632

(4) 長期預金

長期預金の時価の算定は、一定の期間に分類し、将来のキャッシュ・フローを新規に同様の預金を行った場合に想定される預本金利で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの
該当するものはありません。
- ② ヘッジ会計が適用されているもの
ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位 百万円)

ヘッジ会計の方 法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
			うち1年超			
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル ユーロ 台湾ドル	売掛金 売掛金 売掛金	3,464 270 1,344	— — —	(*) (*) (*)	

(*) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位 百万円)

内 容	連結貸借対照表計上額
非上場株式	103

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権および満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	48,024	—	—	—
受取手形及び売掛金	21,309	—	—	—
満期保有目的の債券 社債	—	—	170	—
長期預金	—	14,000	—	—
合 計	69,333	14,000	170	—

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社および一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	△14,251百万円
② 年金資産	7,833百万円
③ 退職給付信託	4,947百万円
④ 未積立退職給付債務 (①+②+③)	△1,469百万円
⑤ 未認識過去勤務債務	△517百万円
⑥ 未認識数理計算上の差異	776百万円
⑦ 退職給付引当金 (④+⑤+⑥)	△1,211百万円

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	659百万円
② 利息費用	314百万円
③ 期待運用収益	△81百万円
④ 過去勤務債務の費用処理額	△138百万円
⑤ 数理計算上の差異の費用処理額	403百万円
⑥ 退職給付費用 (①+②+③+④+⑤)	1,157百万円

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「①勤務費用」に計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
② 割引率	2.25%
③ 期待運用收益率	
確定給付企業年金制度	0.75%
退職給付信託	0.50%
④ 過去勤務債務の額の処理年数	10年（発生した連結会計年度から償却）
⑤ 数理計算上の差異の処理年数	10年（発生の翌連結会計年度から償却）

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,597円72銭
2. 1株当たり当期純利益	81円08銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成23年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1 現金及び預金	39,063	1 買掛金	6,875
2 受取手形	2,486	2 未払金	1,224
3 売掛金	19,599	3 未払費用	1,519
4 商品及び製品	11,944	4 未払法人税等	96
5 仕掛品	2,979	5 前受金	11,177
6 原材料及び貯蔵品	2,633	6 預り金	209
7 前払費用	628	7 賞与引当金	1,347
8 繰延税金資	2,457	8 役員賞与引当金	17
9 その他の貸倒引当金	1,495	9 製品保証引当金	58
流動資産合計	△347	10 災害損失引当金	386
II 固定資産		11 設備関係未払金	1,059
1 有形固定資産		12 その他の流動負債合計	104
(1) 建物	43,483	II 固定負債	24,076
減価償却累計額	30,637	1 退職給付引当金	1,155
(2) 構築物	6,626	2 役員退職慰労引当金	117
減価償却累計額	5,409	3 資産除去債務	86
(3) 機械及び装置	38,346	4 長期預り保証金	14
減価償却累計額	34,587	II 固定負債合計	1,374
(4) 車両運搬具	85	負債合計	25,450
減価償却累計額	84	(純資産の部)	
(5) 工具、器具及び備品	14,404	I 株主資本	
減価償却累計額	13,148	1 資本金	14,640
(6) 土地	8,098	2 資本剰余金	
(7) 建設仮勘定	386	(1) 資本準備金	15,207
有形固定資産合計	27,563	資本剰余金合計	15,207
2 無形固定資産		3 利益剰余金	
(1) ソフトウェア	242	(1) 利益準備金	1,640
(2) その他の無形固定資産	11	(2) その他利益剰余金	
無形固定資産合計	253	固定資産圧縮積立金	658
3 投資その他の資産		別途積立金	74,253
(1) 投資有価証券	4,633	繰越利益剰余金	6,937
(2) 関係会社株式	3,343	利益剰余金合計	81,848
(3) 関係会社出資金	400	4 自己株式	83,489
(4) 長期貸付金	168	株主資本合計	△2,929
(5) 従業員に対する長期貸付金	11	II 評価・換算差額等	110,408
(6) 関係会社長期貸付金	355	1 その他有価証券評価差額金	953
(7) 破産更生債権等	530	評価・換算差額等合計	953
(8) 長期前払費用	624	純資産合計	111,361
(9) 繰延税金資産	2,389	負債純資産合計	136,812
(10) 長期預金	14,000		
(11) その他の投資	323		
投資その他の資産合計	△541		
固定資産合計	26,054		
資産合計	53,871		
	136,812		

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から)
(平成23年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
I 売 上 高	68,077
II 売 上 原 価	48,176
売 上 総 利 益	19,901
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	17,036
營 業 利 益	2,864
IV 営 業 外 収 益	
1 受 取 利 息	97
2 受 取 配 当 金	565
3 受 取 技 術 料	401
4 受 取 保 険 金 及 び 配 当 金	68
5 そ の 他	354
	1,487
V 営 業 外 費 用	
1 為 替 差 損	59
2 支 払 補 償 費 用	39
3 租 税 公 課	101
4 そ の 他	37
經 常 利 益	238
	4,113
VI 特 別 利 益	
1 貸 倒 引 当 金 戻 入 額	147
2 固 定 資 産 売 却 益	24
3 投 資 損 失 引 当 金 戻 入 額	71
4 保 険 差 益	253
5 そ の 他	101
	597
VII 特 別 損 失	
1 固 定 資 産 除 却 損	199
2 投 資 有 価 証 券 評 価 損	142
3 関 係 会 社 株 式 評 価 損	142
4 災 害 に よ る 損 失	409
5 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	110
6 そ の 他	84
稅 引 前 当 期 純 利 益	1,087
法 人 稅、住 民 稅 及 び 事 業 稅	3,623
過 年 度 法 人 稅 等	△131
法 人 稅 等 調 整 額	1,520
当 期 純 利 益	1,425
	2,197

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から)
(平成23年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		その他利益剰余金 固定資産圧縮積立金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	
平成22年3月31日残高	14,640	15,207	15,207	1,640	697	74,253 6,050
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩					△39	39
剰余金の配当						△1,350
当期純利益						2,197
自己株式の取得						
自己株式の処分						△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△39	— 886
平成23年3月31日残高	14,640	15,207	15,207	1,640	658	74,253 6,937

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	そ の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 差 額 等 合 計	
				利 益 剰 余 金 合 計		
平成22年3月31日残高	82,642	△2,927	109,563	1,477	1,477	111,040
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩	—		—			—
剰余金の配当	△1,350		△1,350			△1,350
当期純利益	2,197		2,197			2,197
自己株式の取得		△2	△2			△2
自己株式の処分	△0	0	0			0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				△524	△524	△524
事業年度中の変動額合計	847	△2	845	△524	△524	320
平成23年3月31日残高	83,489	△2,929	110,408	953	953	111,361

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法によっております。

(2) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(3) その他有価証券

① 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

② 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

(1) 製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

ただし、一部（プロセス機器）の製品については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 商品、原材料、仕掛品および貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

ただし、一部（プロセス機器）の原材料および仕掛品については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物および構築物が10年から50年、機械及び装置ならびに工具、器具及び備品が3年から8年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）および長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 製品保証引当金

販売済みプロセス機器製品の無償修理に対する費用支出に備えるため、過去の実績に基づく無償修理費見込額を計上しております。

(6) 災害損失引当金

東日本大震災に伴う原状回復費用等の支出に備えるため、当事業年度末における見積り額を計上しております。

(7) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生した事業年度から費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

執行役員の退職給付に備えるため、「執行役員報酬に関する内規」に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、執行役員退職金制度は平成20年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止し、同日までの在任期間に対応する退職金相当額を退任の時に支給することとしているため、その要支給額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、「役員退職金の取扱いに関する規程（内規）」に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、役員退職慰労金制度は平成20年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止し、同制度廃止に伴う打切り支給対象者であります取締役および監査役に対して同総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金相当額を退任の時に支給することとしているため、その要支給額を計上しております。

(9) 債務保証損失引当金

関係会社等への債務保証等の履行による損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、必要額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

為替予約等が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 為替予約取引等

ヘッジ対象 … 外貨建売上債権等

(3) ヘッジ方針

為替変動によるリスクをヘッジしており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引等については、実需の範囲内で実施しております、振当処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

8. 会計方針の変更

(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ4百万円減少し、税引前当期純利益は79百万円減少しております。

（貸借対照表に関する注記）

1. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	6,956百万円
短期金銭債務	214百万円

（損益計算書に関する注記）

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	18,313百万円
仕入高	2,002百万円
営業取引以外の取引高	838百万円

2. 災害による損失

災害による損失は、東日本大震災に伴う工場設備の原状回復等に要する費用を計上しております。内訳は次のとおりであります。

原状回復費用	299百万円
たな卸資産廃棄損	13百万円
その他	96百万円
合計	<u>409百万円</u>

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	1,593,863	1,618	253	1,595,228

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 1,618株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求に伴う処分による減少 253株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

繰延税金資産

繰越欠損金 837百万円

たな卸資産評価損損金不算入 756百万円

賞与引当金損金不算入 542百万円

災害損失引当金損金不算入 155百万円

貸倒引当金損金不算入 110百万円

その他 274百万円

繰延税金資産小計 2,677百万円

評価性引当額 △110百万円

繰延税金資産合計 2,567百万円

繰延税金負債

その他 △109百万円

繰延税金資産の純額 2,457百万円

(2) 固定資産

繰延税金資産

退職給付引当金損金不算入	2,424百万円
減損損失	568百万円
助成金収入	312百万円
投資有価証券評価損	291百万円
貸倒引当金損金不算入	106百万円
関係会社株式評価損	109百万円
その他	309百万円
繰延税金資産小計	4,123百万円
評価性引当額	△600百万円
繰延税金資産合計	3,522百万円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△444百万円
その他有価証券評価差額金	△679百万円
その他	△8百万円
繰延税金負債合計	△1,132百万円
繰延税金資産の純額	2,389百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.3%
(調整)	
永久に益金に算入されない受取配当金	△2.9%
住民税均等割	1.0%
過年度法人税等	△3.6%
評価性引当額の増加	3.4%
その他	1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.4%

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	△14,184百万円
② 年金資産	7,822百万円
③ 退職給付信託	4,947百万円
④ 未積立退職給付債務 (①+②+③)	△1,414百万円
⑤ 未認識過去勤務債務	△517百万円
⑥ 未認識数理計算上の差異	776百万円
⑦ 退職給付引当金 (④+⑤+⑥)	△1,155百万円

3. 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	608百万円
② 利息費用	314百万円
③ 期待運用収益	△81百万円
④ 過去勤務債務の費用処理額	△138百万円
⑤ 数理計算上の差異の費用処理額	403百万円
⑥ 退職給付費用 (①+②+③+④+⑤)	1,106百万円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
② 割引率	2.25%
③ 期待運用収益率	
確定給付企業年金制度	0.75%
退職給付信託	0.50%
④ 過去勤務債務の額の処理年数	10年（発生した事業年度から償却）
⑤ 数理計算上の差異の処理年数	10年（発生の翌事業年度から償却）

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社および関連会社等

(単位 百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引額	科目	期末残高
子会社	台湾東應化股份有限公司	(所有) 直接 70%	当社製品の販売	当社製品の販売	7,986	売掛金	3,322

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示して、価格交渉の上決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 2,474円44銭

2. 1株当たり当期純利益 48円83銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

東京応化工業株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小島 洋太郎	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 登樹男	印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京応化工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京応化工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

東京応化工業株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小島 洋太郎	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 登樹男	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京応化工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 暫本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31までの第81期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査規程」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門である監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上のことに基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成23年5月23日

東京応化工業株式会社 監査役会
常勤監査役 大多和 茂 印
監 査 役 檜 垣 不二夫 印
監 査 役 行 田 治 彦 印

(注) 監査役檜垣不二夫および監査役行田治彦の両名は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけ、長期的な視点に立ち、財政状態や業績等を総合的に勘案したうえで、新たな成長につながる新技術・新製品への積極的な研究開発投資、品質の向上や既存事業のさらなる効率化に向けた生産設備等への投資、さらには国内外での事業展開強化等、企業競争力の強化や収益の拡大に不可欠な諸施策を推進し持続的な企業価値の向上を図るための原資として有効に活用すべく、内部留保の確保に意を用いる一方、現在の水準を考慮しつつ連結配当性向20%以上の配当を継続的に実施させていただくとともに、自己株式の取得を弾力的に実施することを基本方針としております。

このような方針の下、当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金18円 総額810,085,896円

依然として不透明な事業環境下にありますが、業績等諸般の事情を勘案するとともに、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、前事業年度と比べ1株につき3円増配させていただきたいと存じます。これにより、年間配当金は、平成22年11月にお支払いいたしました1株につき15円の中間配当金と合わせて、前事業年度と比べ1株につき3円増配の33円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月29日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	なかむら よういち 中 村 洋 一 (昭和25年11月25日生)	昭和49年4月 当社入社 平成5年1月 オーカ・アメリカ・インコーポレーテッド（現トウキヨウ・オーカ・コウギョウ・アメリカ・インコーポレーテッド）取締役 平成9年10月 当社品質保証部長 平成12年6月 当社材料事業本部副副本部長兼電子材料事業部長 平成13年6月 当社取締役材料事業本部副本部長兼電子材料事業部長 平成13年10月 当社取締役（オーカ・アメリカ・インコーポレーテッド（現トウキヨウ・オーカ・コウギョウ・アメリカ・インコーポレーテッド）取締役社長） 平成15年3月 当社取締役開発本部長 平成15年6月 当社取締役兼執行役員開発本部長 平成16年6月 当社代表取締役取締役社長兼執行役員社長 現在に至る	17,642株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	かいはつ こういち 開 発 宏 一 (昭和22年8月21日生)	昭和53年9月 当社入社 昭和59年5月 当公社長室長 昭和62年6月 当社総務部長 平成6年4月 当社管理本部本部長補佐兼 総務部長 平成10年6月 当社取締役管理本部副本部 長兼総務部長 平成14年6月 当社取締役総務本部長 平成15年6月 当社取締役兼執行役員総務 本部長 平成16年6月 当社取締役兼常務執行役員 総務本部長 平成18年6月 当社代表取締役兼専務執行 役員総務本部長 平成21年6月 当社代表取締役兼専務執行 役員管理本部長 平成22年6月 当社代表取締役兼執行役員 副社長管理本部長 現在に至る	36,007株
3	いわさき こうぶん 岩 崎 光 文 (昭和24年4月8日生)	昭和52年4月 当社入社 平成5年10月 当社電子営業二部長 平成6年5月 オーカ・アメリカ・インコ ーポレーテッド（現トウキ ョウ・オーカ・コウギョウ ・アメリカ・インコーポレ ーテッド）取締役 平成9年4月 当社東北営業所長 平成15年6月 当社執行役員電子営業二部 長 平成16年6月 当社執行役員営業本部副 部長兼電子営業二部長 平成17年4月 当社執行役員営業本部長 平成18年6月 当社取締役兼執行役員営業 本部長 平成22年6月 当社取締役兼常務執行役員 営業本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) ティーオーケーエンジニアリング株式会社 代表取締役取締役社長 トウキョウ・オーカ・コウギョウ・アメリ カ・インコーポレーテッド 取締役 ティーオーケー・コリア・カンパニー・リ ミテッド 代表理事 トウキョウ・オーカ・コウギョウ・ヨーロ ッパ・ビーブイ 取締役	5,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	あくつ いくお 阿久津 郁夫 (昭和34年4月27日生)	昭和57年4月 当社入社 平成15年4月 当社製造技術部長 平成15年10月 当社先端材料開発二部長 平成19年4月 台湾東應化股份有限公司董事長兼總經理 平成21年6月 当社執行役員經營企画室長 平成22年6月 当社取締役兼常務執行役員 經營企画室長 現在に至る	4,200株
5	こはら ひでかつ 小原 秀克 (昭和26年4月7日生)	昭和50年4月 当社入社 平成9年4月 当社先端材料開発一部長 平成12年6月 当社製造技術部長 平成15年4月 当社ERP推進プロジェクトリーダー 平成16年6月 当社執行役員ERP推進プロジェクトリーダー 平成17年4月 当社執行役員情報システム室長 平成18年6月 当社執行役員プロセス機器事業本部長 平成20年6月 当社取締役兼執行役員開発本部長 現在に至る	11,000株
6	あさば ひろし 浅羽 洋 (昭和24年3月21日生)	昭和46年4月 当社入社 平成8年4月 当社宇都宮工場長 平成9年11月 オーカ・アメリカ・インコーポレーテッド(現トウキヨウ・オーカ・コウギョウ・アメリカ・インコーポレーション)取締役 平成13年10月 当社電子材料事業部長 平成13年12月 当社材料事業本部副本部長兼電子材料事業部長 平成15年6月 当社執行役員材料事業本部副本部長兼電子材料事業部長 平成20年6月 当社執行役員材料事業本部副本部長 平成22年6月 当社取締役兼執行役員材料事業本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 熊谷応化株式会社 取締役 台湾東應化股份有限公司 董事 長春應化(常熟)有限公司 董事長	10,342株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	まきの じろう 牧野二郎 (昭和14年9月10日生)	昭和42年12月 株式会社牧野フライス製作所入社 昭和49年5月 同社取締役企画部長 昭和52年3月 同社取締役営業本部長 昭和53年7月 同社常務取締役営業本部長 昭和54年6月 同社専務取締役営業本部長 昭和57年10月 同社専務取締役技術本部長 昭和60年6月 同社代表取締役取締役社長 現在に至る 平成18年6月 当社取締役（社外取締役） 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社牧野フライス製作所 代表取締役 取締役社長 社団法人日本工作機械工業会 副会長	10,000株

- (注) 1. 浅羽 洋氏は、長春應化（常熟）有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社に対して製品の販売等を行っております。また、当社と同社は、フォトレジスト付属薬品の製造および販売において競業関係にあります。なお、その他の各候補者と当社との間には、いづれも特別の利害関係はありません。
2. 牧野二郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出しており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由について
 牧野二郎氏は、長年にわたり株式会社牧野フライス製作所の代表取締役取締役社長を務められており、上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
 当社は、牧野二郎氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。なお、同氏の選任が承認された場合、当社は、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役檜垣不二夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※ むろ 室 幸夫 (昭和28年1月13日生)	<p>昭和50年4月 三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社</p> <p>平成10年4月 同社関連事業室長</p> <p>平成13年3月 同社広島支店長</p> <p>平成15年4月 同社企業金融部長</p> <p>平成15年6月 同社執行役員企業金融部長</p> <p>平成16年4月 同社執行役員企業金融部長</p> <p>株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）執行役員信託企画部長</p> <p>平成17年6月 三菱信情報システム株式会社（現三菱UFJトラストシステム株式会社）代表取締役取締役社長</p> <p>平成18年6月 三菱電線工業株式会社 常勤監査役（社外監査役）</p> <p>平成22年6月 菱信ディーカード株式会社 代表取締役取締役社長 現在に至る</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>菱信ディーカード株式会社 代表取締役取締役社長</p>	0株

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 室 幸夫氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であり、同氏の選任が承認された場合、独立役員となる予定であります。
4. 社外監査役候補者の選任理由について
- 室 幸夫氏は、三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）の要職ならびに三菱電線工業株式会社の常勤監査役（社外監査役）を歴任され、また、他の会社において代表取締役取締役社長を務められており、金融機関等における豊富な経験ならびに監査役としての経験と、経営者としての幅広い見識をもとに、客観的かつ中立的な視点からの経営監視に寄与していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 社外監査役との責任限定契約について
- 当社は、現行定款において、社外監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、室 幸夫氏の選任が承認された場合、当該契約を締結する予定であります。この場合、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

第4号議案 换り監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、換り監査役藤原憲一氏の選任の効力が失効いたします。

つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ換り監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

換り監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
ふじわら けんいち 藤 原 憲 一 (昭和15年1月14日生)	<p>昭和38年4月 東京証券取引所入所</p> <p>昭和42年7月 アーサーアンダーセン会計事務所（現有限責任あずさ監査法人）入所</p> <p>昭和45年5月 公認会計士登録</p> <p>昭和48年6月 監査法人サンワ事務所（現有限責任監査法人トーマツ）設立時、社員</p> <p>昭和51年4月 同監査法人 代表社員</p> <p>平成5年6月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員東京事務所経営委員</p> <p>平成11年6月 同監査法人 代表社員本部経営会議メンバー</p> <p>平成13年6月 同監査法人 代表社員本部Executive Management Member（東京事務所地区代表社員）</p> <p>平成16年6月 同監査法人 代表社員</p> <p>平成17年7月 公認会計士藤原憲一事務所 所長 現在に至る 三井倉庫株式会社 監査役（社外監査役）</p> <p>平成21年6月 株式会社新銀行東京 監査役（社外監査役） 現在に至る (重要な兼職の状況) 公認会計士藤原憲一事務所 所長 株式会社新銀行東京 監査役（社外監査役）</p>	0株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 藤原憲一氏は、換りの社外監査役候補者であります。

3. 換りの社外監査役候補者の選任理由および社外監査役として職務を適切に遂行することができると判断する理由について

藤原憲一氏は、直接会社の経営に関与されたご経験はありませんが、公認会計士業務を通じて培われた会計における高度な専門性と豊富な監査実績ならびに他の会社における監査役としての経験をもとに、客観的かつ中立的な視点からの経営監視に手腕を発揮していただけるものと判断し、換りの社外監査役として選任をお願いするものであります。

4. 社外監査役との責任限定契約について

当社は、現行定款において、社外監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、藤原憲一氏が社外監査役に就任された場合は、当該契約を締結する予定であります。この場合、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

以上

インターネット等による議決権の行使についてのご案内

1. インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申しあげます。

(1) 議決権行使ウェブサイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ行うことができます（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。）。
- ② パソコンによる議決権行使は、セキュリティ設定等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。なお、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ④ インターネットによる議決権行使は、平成23年6月27日（月曜日）の午後5時30分まで受付けいたしますが、お早めにご行使いただき、ご不明な点等がございましたら、後記ヘルプデスクへお問い合わせください。
(注)「iモード」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc. の商標または登録商標です。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

- ① 議決権行使ウェブサイト（<http://www.evote.jp/>）において、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の第三者による不正アクセス（いわゆる「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金等）は、株主様のご負担とさせていただきます。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金につきましても株主様のご負担とさせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後9時まで

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱いについて

- (1) 書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

3. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

メモ

メモ

株主総会会場ご案内図

会 場 川崎市中原区中丸子150番地

当社本社 5階第一会議室

電話 (044) 435-3000(代表)

下車駅 JR横須賀線・湘南新宿ライン

武藏小杉駅（新南改札）徒步約5分

JR南武線

武藏小杉駅（西口）徒步約11分、（東口）徒步約12分

東急東横線・目黒線

武藏小杉駅（南口）徒步約8分、（西口）徒步約12分

※JR武藏小杉駅新南改札、東口および東急武藏小杉駅西口経由の

ルートは歩道が広いため、歩きやすくなっています。

